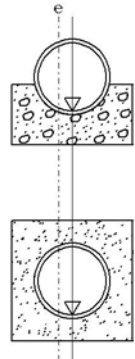
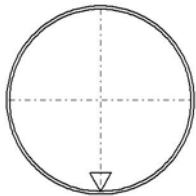


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
17	集落排水編	1	管きよ工 (開削)	1	管布設 (自然流下管)	基準高 ▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定。 逆勾配は認めない。		
						中心線の変位（水平）	±30			
						延長 $l$	-100	延長 $l$ はマンホール間を測定。		
						総延長 $L$	-0			
						継手接合		・接合部毎 管布設後埋戻し前に確認管接合部から汚水の漏水が内容に確実かつ、正確に接合されていること。		
17	集落排水編	1	管きよ工 (開削)	2	圧送管	基準高 ▽	±30	測点毎		
						総延長	-0			
						継手接合		・接合部毎 管布設後埋戻し前に確認管接合部から汚水の漏水が内容に確実かつ、正確に接合されていること。		
						水圧試験		第14編1-12通水試験工に準ずる。		

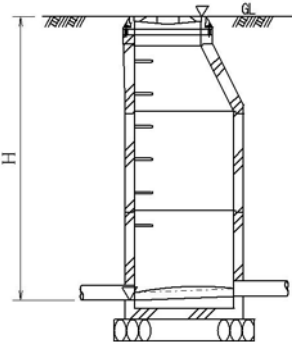
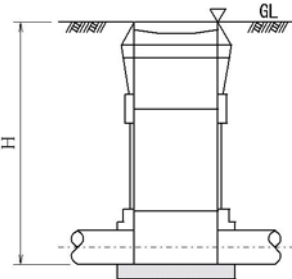
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
17 集落排水編	1 管路	1 管きよ工 (開削)	2 管基礎工		砂基礎 砕石基礎	幅 B	-50	各マンホール間の中央部等を測定。お おむね施工延長 20mにつき 1 箇所。		
						厚 さ h	-30			
17 集落排水編	1 管路	1 管きよ工 (開削)	3 管路土留工		鋼矢板土留			第 12 編 1 - 3 - 7 管路土留工に準ず る。		
17 集落排水編	1 管路	2 管きよ工 (推進)			推進工			第 12 編第 1 章第 5 節 管きよ工(推進) に準ずる。		
17 集落排水編	1 管路	3 管きよ工 (シールド)			シールド			第 12 編第 1 章第 6 節 管きよ工(シ ールド) に準ずる。		

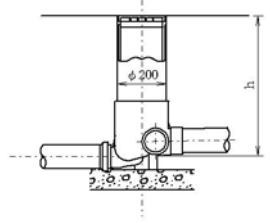
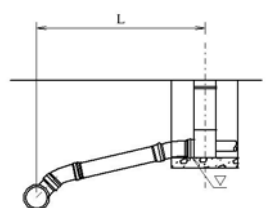
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
17	集落排水編	1 管路	4 マンホール工	1 組立マンホール工	組立マンホール	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	マンホール毎		
						高 さ h	-30			
17	集落排水編	1 管路	4 マンホール工	1 小型マンホール工	小型マンホール	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	マンホール毎		
						高 さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
17 集落排水編	1 管路	4 取付管およびます工	1 ます設置工		公共汚水ます	ます深▽	-30	1 施工箇所毎。		
17 集落排水編	1 管路	4 取付管およびます工	2 取付管設置工		取付管	基準高▽	-30	各取付管毎。		
						延長 L	-100			
17 集落排水編	1 管路	5 立坑工			土留工			第 12 編 1-12-4 土留工に準ずる。		
17 集落排水編	1 管路	5 立坑工			ライナープレート式土留工及び土工			第 12 編 1-12-5 ライナープレート式土留工及び土工に準ずる。		
17 集落排水編	1 管路	5 立坑工			鋼製立坑及び土工			第 12 編 1-12-6 鋼製立坑及び土工に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
17	集落排水編	1 管路	6 中継ポンプ場	1 ポンプ槽		ポンプ槽		第12編第1章第8節 特殊マンホール工・(中継ポンプ施設)に準ずる。		
17	集落排水編	1 管路	6 中継ポンプ場	2 ポンプ設備		ポンプ設備		第17編第2章第4節 機械設備に準ずる。		
17	集落排水編	1 管路	6 中継ポンプ場	3 電気計装設備		電気計装設備		第17編第2章第4節 機械設備に準ずる。		
17	集落排水編	1 管路	6 中継ポンプ場	4 作動試験		作動試験		品質管理基準第17編2-1 通水試運転①に準ずる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
17	2	1	1		污水处理施設			污水处理施設は、処理フローシートに合致し、設計思想に基づく機能が確保されていること。 污水处理施設全体としての制度、合理性が確保されていること。 管路施設との整合性が保たれていること。		
17	2	2	1		流入及び放流管			第17編第1章 管路に準ずる。		
17	2	3			本体築造工			第12編第2章第8節 本体築造工に準ずる。		
17	2	4	1			機器仕様		設計図書又は承諾図書と同等以上であること。		照 合
						製作精度		設計図書又は承諾図書と同等以上の機能が得られる制度であること。		
						据付精度		設計図書又は承諾図書と同等以上の機能が得られる制度であること。		
						据付状況		堅固に取付けられていること。		触 接

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
17	集落排水編	2	汚水処理施設	4	機械設備	2	配管弁類	1	配管・弁類	配管系統		全配管設計図書又は承諾図書通りであること。		照 合
17	集落排水編	2	汚水処理施設	4	機械設備	2	配管弁類	2	汚水・汚泥配管	勾 配		汚水・汚泥配管毎。 汚水・汚泥の滞留がないように十分な勾配があること。		目 視
										掃 除 口		清掃口毎。 維持管理が容易な位置・構造であること。		
17	集落排水編	2	汚水処理施設	4	機械設備	2	配管弁類	3	コンクリート構造物貫通部	設 置 位 置		貫通部毎。 型枠施工時に測定。 スリーブ位置は承諾図書に基づき適切な位置にあること。		実 測
										仕 上 り		配管施工後はモルタル等で埋戻し、入念な仕上りとなっていること。		目 視
17	集落排水編	2	汚水処理施設	4	機械設備	2	配管弁類	4	弁類	仕 様		弁類毎。 使用区分に応じた仕様となっていること。		
										設 置 位 置		弁類毎、手元調節弁毎。 操作しやすく、かつ、安全で障害にならない位置に設置されていること。 手元調節弁については調節状況が確認できる位置であること。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
17 集落排水編	2 污水处理施設	4 機械設備	2 配管弁類	5	配管の支持	支持金物		支持金物毎。 腐食防止等を考慮した材質のもの又は防錆処理が施されていること。		
						支持間隔		支持金物毎。 重量、振動、衝撃に対して適切な支持間隔となっていること。		
17 集落排水編	2 污水处理施設	4 機械設備	2 配管弁類	6	表示	目的・機能の表示		配管系等毎。 配管及び弁類に流れの方向、流体の種類、目的等が見やすい位置に表示されていること。		
17 集落排水編	2 污水处理施設	4 機械設備	3		点検蓋	製造・仕様		点検蓋毎。 設計図書又は承諾図書と合致した構造・仕様であること。		照合、触接受枠を含む。
						設置状況		容易に開閉できる構造であること。 納まりが良くガタ付きのないこと。		触 接



出来形管理基準及び規格値

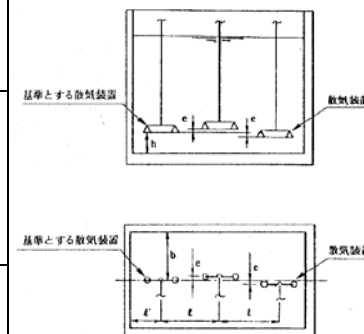
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)			
17 集落排水編	2 汚水処理施設	5 単位装置間の取合い	1 前処理施設	1	流入水路 (主水路、副水路)	スクリーン設備			スクリーン設備毎 スクリーン及びスクリーンの前後に汚水・汚物の滞留部がないこと。 スクリーンと水路壁に隙間及び汚水・汚物の滞留部がないこと。 し渣かごは取外しが容易な位置・構造であること。		管・水路水流試験 目視、触接
						破砕機			破砕機流入口において、汚水、汚物の滞留部がないこと。		管・水路水流試験
						破砕機ます			破砕機ますに水溜りが生じないように水抜き方向に勾配が確保されていること。		管・水路水流試験
						角落し			開放状態で汚水・汚物の滞留部がなく、閉鎖状態で水密性が保たれていること。	砂溜槽角落し含む 角落し毎	管・水路水流試験
17 集落排水編	2 汚水処理施設	5 単位装置間の取合い	1 前処理施設	2	ばっ気沈砂槽	流入・流出口の高低差			ばっ気時においても逆流しない高低差が確保されていること。		目 視
						砂溜槽流出開口部の基準高	±20	±30			実 測
						汚水流量計			取外しが容易にできる位置に設置されていること。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)						
17	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	1	前処理施設	3	原水ポンプ槽	原水ポンプ及び水位計	ポンプと水位計の間隔が平面的に十分確保されていること。 水位計のケーブルは、各々の専用金具にて接触しない間隔で取付けられていること。 起動・停止水位が適切に設定されていること。			
										汚水流量計				
17	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	2	流量調整施設	1	流量調整槽	調整ポンプ及び水位計	—	±5	第 17 編 2-5-1-3 原水ポンプ槽 (原水ポンプ及び水位計) に準ずる。	実 測
									散気装置 設置高さ (h) 及び 中心線位置 (b)	—	—	1ヶ所選定 基準とする散気装置		
									散気装置 基準とする散気 装置とのずれ (e)	—	±5	散気装置毎		
									散気装置 立下り管間隔 ( <i>l</i> および <i>l'</i> )	—	±5	立下り管間隔毎		





出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)					
17	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	4	生物処理施設	2	接触ばっ気槽	ひも状・すだれ状等接触材	第 17 編 2-5-4-13-3 嫌気性ろ床槽（ひも状・すだれ状等接触材）に準ずる。		
											ろ床毎 接触材のコア部がずれないように結束し、充填されていること。 接触材ブロック間の隙間及び接触材の傾きが生じないよう、規則的に充填されていること。 壁面及び配管廻りにおいて短絡流が生じないよう入念に充填されており、また、阻流板等が適切に施されていること。		目 視
											第 17 編 2-5-4 嫌気性ろ床槽（ボール状・小円筒状接触材）に準ずる。		

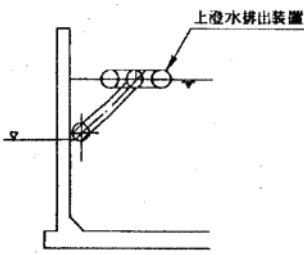
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)										
17	集 落 排 水 編	2	汚 水 処 理 施 設	5	単 位 装 置 間 の 取 合 い	4	生 物 処 理 施 設	2	接 触 ば っ 気 槽	散気装置 設置高さ (h) 及び 中心線位置 (b/2)	—	±5	基準とする散気装置 1ヶ所選定 ドラフト部を実測の上、中心線上に配 列されていること。		実 測			
										散気装置 基準とする散気装置 とのずれ (e)	—	±5				散気装置毎		
										散気装置 立下り管間隔 (ℓ及びℓ')	—	±5				立下り管間隔毎		
										逆洗装置 設置高さ (h) 及び 中心線位置 (b)	—	±5	基準とする逆洗装置 1ヶ所選定			実 測		
										逆洗装置 基準とする逆洗装置 とのずれ (e)	—	±5					逆洗装置毎 逆洗装置単体についても適用する。	
										逆洗装置 取付け間隔							適切な位置にあること。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)							
17	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	4	生物処理施設	回分槽	上澄水排出部基準高 (V)	±20	±30				実 測
17	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	5	沈殿施設	越流トラフ流出部の基準高	±20	±30	越流トラフ流出部		実 測		
								越流トラフ及び越流せき			越流トラフ、越流せき全周、接合部毎越流トラフが流出方向に対して逆勾配でないこと。 越流せき全周から均等な流出となっていること。 越流トラフと越流せき等の接合部において漏水のないこと。	管・水路水流試験			
17	集落排水編	2	汚水処理施設	5	単位装置間の取合い	6	消毒施設	消毒器設置面及び流出部の開口部基準高	±20	±30			実 測		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)			
17	2	5	7		放流施設	放流ポンプ及び水位計			第17編2-5-1-3原水ポンプ及び水位計に準ずる。		
17	2	5	8	1	汚泥濃縮槽	越流トラフ流出部又は 脱離液流出管の基準高	±20	±30			実 測
						越流トラフ及び 越流せき			越流トラフ、越流せき全周、接合部毎 越流トラフが流出方向に対して逆勾配 でないこと。 越流せき全周から均等な流出となっ ていること。 越流トラフと越流せき等の接合部にお いて漏水のないこと。	管・水路水流試 験	
17	2	5	8	2	汚泥濃縮貯留槽	脱離液流出基準高	±20	±30			実 測
						散気装置 設置高さ (h) 及び 中心線位置 (b)		± 5	基準とする散気装置 1ヶ所選定		
						散気装置 基準とする散気装 置とのずれ (e)		± 5	散気装置毎		
						散気装置 基準とする散気装 置とのずれ (e)		± 5	散気装置毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)			
17 集落排水編	2 汚水処理施設	5 単位装置間の取合い	8 汚泥処理施設	3	汚泥貯留槽	散気装置 設置高さ (h) 及び 中心線位置 (b)		± 5	基準とする散気装置 1ヶ所選定		実 測
						散気装置 基準とする散気装置と のずれ (e)		± 5	散気装置毎		
						散気装置 立下り管間隔 (ℓ及びℓ')		± 5	立下り管間隔毎		
17 集落排水編	2 汚水処理施設	6 建屋			建 屋			建築工事共通仕様書（国土交通大臣官 房官庁営繕部）等による。			
17 集落排水編	2 汚水処理施設	7 電気設備			電気設備			電気設備工事共通仕様書（国土交通大 臣官庁営繕部）等による。			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							管理基準値 (mm)	規格値 (mm)			
17	集落排水編	2	汚水処理施設	8	安全衛生設備				労働安全衛生法、消防法、危険物に関する法令、電気事業法等による。		
17	集落排水編	2	汚水処理施設	9	通水試運転	作動試験			機械・計装設備全般 品質管理基準第 17 編 2-1 通水試運転 ①に準ずる。		
						液漏れ、空気漏れの確認			塔槽類、管・弁類 品質管理基準第 17 編 2-1 通水試運転 ②に準ずる。		
						水流・水位の確認試験			流入水路、越流トラフ及び越流せき 散気装置、攪拌装置、逆洗装置 品質管理基準第 17 編 2-1 通水試運転 ③に準ずる。		
						振動・騒音試験			ポンプ、ブロウ、配管・塔槽類等 品質管理基準第 17 編 2-1 通水試運転 ④に準ずる。		
						油脂類の充填量の確認			回転機器全般 品質管理基準第 17 編 2-1 通水試運転 ⑤に準ずる。		